

脱炭素社会づくり促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する脱炭素社会づくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び脱炭素社会づくり促進事業実施要領（平成27年4月1日付け地温第2号環境森林部長通知。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 実施要領第4に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者に対し、県は予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 県が交付する補助金の名称は、脱炭素社会づくり促進事業費補助金とする。
- 3 この補助金は、県内の事業所における温室効果ガス排出量の削減に資する設備への更新等を支援し、県内の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。
- 4 この補助金の交付の相手方は、実施要領第3に定める者とする。
- 5 この補助金の交付の対象設備は、LED照明設備、エネルギー多消費型設備及びコーチェネレーション設備のうち、未使用品であるものとする。
- 6 この補助金の補助対象経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 収支予算書（様式第3号）
 - (4) 誓約書（様式第4号）
 - (5) 県税に滞納がないことの証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの）
 - (6) 事業所の所有者の承諾書（事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合）
 - (7) 法人登記事項証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの。但し、個人事業主である場合は税務署へ提出した開業届もしくは所得税の申告書の写し）
 - (8) 役員名簿
 - (9) 事業実施前後の設備能力や規格が分かる資料
 - (10) 事業の所要額の内訳が分かる資料（原則3者以上の見積書を収取すること）
 - (11) 現行設備の設置状況写真及び設置位置図
 - (12) CO₂排出量・原油換算量計算シート
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
 - 3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。
 - 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付決定及び条件)

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の内容審査及び、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の要件に適合すると認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 規則第6条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的を達成するため附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(2) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

3 第1項の規定に基づく内容審査に当たっては、別に定める採択基準に基づいて行う。

4 知事は、第1項に規定する内容審査の結果、採択となった場合には、交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

5 知事は、第1項に規定する内容審査の結果、不採択となった場合には、不採択通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業の着手)

第5条 補助事業者は、前条第1項に規定する決定後、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第7号）

(2) 事業実績書（様式第8号）

(3) 収支決算書（様式第9号）

(4) 事業実施後の設備位置図

(5) 事業実施後の設備の設置状況が分かる写真

(6) 設備の確定仕様書（契約書等）

(7) 事業費の支払いが分かるもの（現金払いしたことが分かる領収書の写し又は振込み払いしたことが分かるもの）

(8) 補助対象事業にかかる契約書、注文請書又は注文書の写し

(9) 空調機更新にあたっては、更新前機器充填の冷媒の種別と量がわかる資料、更新前機器の「工程管理票の引取証明書（E票）」の写し及び更新後機器の「冷媒漏えい点検記録簿」の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（様式第10号）するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第11号）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

3 知事は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、第4条第4項に規定する通知後、補助対象事業のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとする際は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第12号）に事業計画書（様式第2号）及び收支予算書（様式第3号）を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。

(1) 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 補助対象事業に要する経費について別表に掲げる経費区分ごとの配分の変更（総事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

(3) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、変更を承認する場合において、必要に応じ第4条第4項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助金にかかる経理についてその收支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

2 補助事業者は、前項の収支簿等を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第4条第1項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助対象事業の廃止)

第12条 補助事業者は、補助対象事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申

請書（様式第13号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適當と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

（設備の適正管理）

第13条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式第14号）により知事に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、補助事業者に結果を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき審査を行い、処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 知事は、前条第1項の規定による取り消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第17条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27（2015）年度分の補助金から適用する。

（災害等があった場合の申請書類に関する特例）

2 知事は、補助金の交付を受けようとする者が、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害を受けた場合において、第3条第1項各号に掲げる書類の一部を提出することができないと認められる場合には、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書の提出をもって、相当の期間、当該書類の提出を猶予し、又は提出があったものとみなすことができる。

附 則

この要領は、平成27（2015）年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30（2018）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31（2019）年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年4月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行し、第13条の規定については、令和3（2021）年度分の補助金から適用する。

2 この要領は、令和7（2025）年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要領の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6（2024）年4月1日から施行する。

別表

補 助 対 象 経 費		補助率（額）
経費区分	内 容	
設 計 費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）	左に掲げる経費の合計が、600千円以上の事業を対象とし、補助率は当該合計の3分の1以内（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、1,000千円を限度（ただし、ボイラの設備更新（電化）にあっては3,000千円、同設備更新（ガス化）にあっては2,000千円を限度）とする。
機械装置等購入費	事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕及び据え付け等に要する経費（消費税等、土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）	
工 事 費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等、処分費用、建屋の新築及び増築等に係る経費を除く。）	